

「指定短期入所生活介護」 (指定介護予防短期入所生活介護)

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

短期入所生活介護：富山県指定 富山県指令高第 747

介護予防短期入所生活介護：富山県指定 富山県指令高第 774

施設名	特別養護老人ホーム福寿園
住所	南砺市松原 678 番地 1
電話番号	0763-22-3556

社会福祉法人福寿会

令和 7 年 4 月作成

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	1
4. 職員体制	2
5. 当施設が提供するサービス、利用料金および支払方法	2
6. 協力医療機関について	4
7. サービスの利用方法	4
8. 利用契約の手続き	4
9. 施設サービスが提供できない場合	4
10. 契約終了の手続き	4
11. 利用にあたっての留意事項	5
12. サービス提供の記録	5
13. 退所時の支援	5
14. 秘密保持の厳守	5
15. 緊急時の対応方法	6
16. 事故の予防と発生時の対応	6
17. 虐待の防止	6
18. 身体拘束等の適正化	6
18. 非常災害対策	6
19. サービス内容に関する相談・苦情	6
20. 介護サービス情報の公表について	7
21. 施設の併設事業	7

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 福寿会
 (2) 法人所在地 富山県南砺市松原 678 番地 1
 (3) 電話番号 0763-23-2910
 (4) 代表者氏名 理事長 田中 幹夫
 (5) 設立年月 昭和47年12月1日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
 (2) 基本理念 利用者の尊厳の保持と自立支援を通し豊かな生活に貢献し、幸せに生涯を過ごせる街づくりを地域住民と共に進めます。
 (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム福寿園（事業所番号 1672000146）
 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護
 短期入所 : 令和2年4月1日指定更新 富山県指令高第807号-25
 予防短期入所 : 令和2年4月1日指定更新 富山県指令高第807号-63
 (4) 施設の所在地 富山県南砺市松原 678 番地 1
 (5) 電話番号 0763-22-3556
 (6) 施設長(管理者)氏名 吉田 孝幸
 (7) 基本方針
 1. 尊厳の保持と自立支援のため、質の高い安全な福祉サービスを公平に提供します。
 1. 家族や地域住民との信頼関係を築き、自宅や地域での生活の継続を支援します。
 1. 共助を構築し、自助や互助を支援し、公助に協力し、地域包括ケアに貢献します。
 1. 職員1人ひとりが自己研鑽と資質向上に努め、地域に求められる法人運営を図ります。
 (8) 開設年月 平成11年12月1日（平成18年12月1日）
 (9) 入所定員 16名
 (10) 建物の構造 鉄筋コンクリート造（耐火建築）
 (11) 建物の延べ床面積 5,414.73 m²

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

居室・設備の種類	室 数			備 考
	別 館	平成館	本 館	
ユニット型個室	0	0	88	
従来型個室(1人部屋)	1	1	0	
多床室(2人部屋)	0	1	0	
多床室(3人部屋)	7	0	0	
多床室(4人部屋)	0	6	0	
居 室 合 計	8	8	88	
食 堂	1	1	8	
機能訓練室	1			[主な設置機器] 歩行訓練用階段・平行棒 肋木・手指訓練器
浴 室	2	2	8	一般浴槽・特殊浴槽
医務室	1			

4. 職員体制

職種	常勤（人）		非常勤（人）		常勤換算（人）	指定基準（人）
	専従	兼務	専従	兼務		
1. 事業所長（管理者）		1				兼 1
2. 生活相談員		1			1	1
3. 介護職員	8				8	6
4. 看護職員	1				1	
5. 機能訓練指導員	1			1		兼 1
6. 介護支援専門員		1				
7. 医師				1		兼 1
8. 管理栄養士		1				兼 1

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週 40 時間）で除した数です。

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 医師（内科）	水曜午前 1 時間程度、木曜午前 1 時間程度
2. 介護職員	変形労働時間制
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人数 *平日（月～金曜日） 日勤H勤 8：30～17：30 日勤C勤 8：30～16：30 日勤L勤 10：00～19：00 *土・日曜日・祝日 日勤L勤 10：00～19：00 日勤DC勤 9：00～13：00
4. 機能訓練指導員	平日のみ 8：30～17：30
5. 生活相談員	平日のみ 8：30～17：30
6. 介護支援専門員	平日のみ //
7. 管理栄養士	平日のみ 8：30～17：30

☆土日祝日、年末年始は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービス、利用料金および支払い方法

（1）当施設では、ご利用者に対して下記のサービスを提供します。

項 目	サービス内容
施設サービス計画の立案	・相当期間（概ね 4 日以上、または定期的）利用のご契約者を対象に個々の状態に応じた計画を立案します。
食事	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供いたします。 ・食事時間 朝食 7：30～ 8：30 昼食 12：00～13：00

	夕食 18:00～19:00 離床し食堂で食事をとっていただくことを基本としています。
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助をおこなうと共に、排泄の自立についても適切な支援をおこないます。
入浴	・年間を通じて、週2回以上の入浴または清拭をおこないます。 ・寝たきりなどで座位のとれない方は、入浴機器を用いての入浴が可能です。
生活介護	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、食事や排泄等をおこなうよう配慮します。 ・個人の尊厳に配慮し、適切な整容がおこなわれるよう支援します。 ・清潔な寝具を提供します。
健康管理	・血圧、検温などの健康チェック ・嘱託医師、看護師により健康管理に努めます。 ・緊急の場合には、ご家族等関係者と連携の上、医療機関などに責任を持って引き継ぎます。
機能訓練・生活リハビリ	・機能訓練指導員・介護職員・看護職員等が共働して、利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下防止に努めます。 ・手芸、貼り絵など生活リハビリを取り入れ、心理的機能低下を防止するよう努めます。
生活相談	・利用者およびご家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援をおこなうよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員
生きがい活動	・施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーションを企画します。
所持品保管	・若干の身の回り品については、居室に備え付けの収納庫にてお預かりします。
理美容サービス	・当事業所と契約を交わしている理髪業者の出張サービスを実費にてご利用いただけます。
送迎	・当事業所の送迎車で送迎いたします。ご家族での送迎も可能です。 ・通常の営業実施地域（南砺市 福野地域）外の場合、最短の走行距離に応じて実費負担が発生する場合があります。（別紙3）
キャンセルについて	・利用前日の午後5時以降に連絡があった場合は、食費相当分を徴収させていただきます。（但し、特段の事情がある場合はこの限りではありません）（別紙4）

（2）利用料金

利用料金については、別表1、2をご確認ください。

（3）利用料金のお支払い

利用料金のお支払いについては、別表5をご確認ください。

6. 協力医療機関について

医療機関の名称	南砺家庭・地域医療センター
所在地	富山県南砺市松原 5 7 7
電話番号	0 7 6 3 - 2 2 - 3 5 5 5
診療科	内科、整形外科（毎週火曜日午後のみ）

なお、上記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、上記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

7. サービスの利用方法

- (1) 居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業所の介護支援専門員に依頼している場合は、まず、介護支援専門員にご相談下さい。
- (2) 利用が可能となった場合、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に依頼して居宅サービス計画を作成する必要があります。
- (3) 当施設とご利用者として契約を結び、サービスを開始します。

8. 利用契約の手続き

(1) 代理人（連帯保証人）の設定

- ①代理人（連帯保証人）の負担は、極度額 1,100,000 円を限度とします。
- ②代理人（連帯保証人）が負担する債務の元本は、契約終了時に確定するものとします。
- ③代理人（連帯保証人）の請求があったときは、事業者は、代理人（連帯保証人）に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

(2) 必要な書類など

- ①介護保険被保険者証
- ②介護保険負担割合証
- ③印鑑

9. 施設サービスが提供できない場合

- (1) 入院して医療・治療が必要と判断された場合
- (2) 施設として適切なサービスを提供することが困難な場合

10. 契約終了の手続き

(1) 利用者のご都合で契約終了される場合

- ・事前にお申し出下さい。

(2) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

イ. 利用者が介護保険施設に長期入所した場合

ロ. 介護保険給付で、サービスを受けていた利用者の要介護度認定区分が、「非該当（自立）」と認定された場合

※この場合、所定の期間（要介護認定期間）の経過をもって契約終了となります。

ハ. 利用者がお亡くなりになった場合

(3) その他の契約の終了

- イ. 利用者が、サービス利用料金の支払いを、3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、相当期間以内に支払われない場合、または利用者やご家族などが、事業者や事業者の使用する従業者、または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為をおこなった場合。
- ロ. やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。

1 1. 利用にあたっての留意事項

事 項	内 容
面会	・ 面会時間 8：30～19：30 それ以外の時間帯の面会についてはご相談下さい。
外出	・ 行き先と帰所時間、食事の有無などの必要事項を職員にお申し出下さい。
所持品の持ち込み	・ 備え付けの収納に納まる程度の必要最小限でお願いします。また、金銭の持ち込みは紛失時の責任を負いかねるため原則禁止しています。施設電源を使用する電気機器等を持ち込まれた場合、もしくは電気機器を貸し出した場合には「持込料」「貸出料」(別紙4)をいただきます。 電気機器例：テレビ・電気毛布・電気あんか等
受診	・ ご自身の希望で受診する場合は、ご家族でお願いいたします。また、診察結果、処方薬などは職員へお知らせ下さい。
宗教・政治活動	・ 施設内で他の利用者に対する宗教活動および、政治活動はご遠慮下さい。
食べ物の持ち込み	・ 持ち込みの際は健康管理上必ず職員にお尋ね下さい。
ハラスメント	・ 職員への暴言、暴力(怒鳴る、物を投げつける、たたくなど)・性的言動(必要も無く身体を触る、卑猥な言動を繰り返す、住所や電話番号を何度も聞くなど)には利用中止の対応をとる場合があります。 ※認知症の行動・心理症状や精神疾患などに起因する行為の場合はハラスメントに含まれません。

1 2. サービス提供の記録

- (1) 利用者ご自身に関する施設サービス実施記録を閲覧できます。
- (2) 利用者ご自身に関する施設サービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- (3) 施設サービス実施記録はその完結の日から5年間事業所で保管します。

1 3. 退所時の支援

利用期間終了により利用者が退所する際には、自宅で生活される環境等を勘案し、円滑な退所を想定した支援をおこないます。

1 4. 秘密保持の厳守

- (1) 事業者および事業者の使用する従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、従業者の雇用契約、終了後も同様といたします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業所等に対し、利用者の個人情報を提供いたしません。

1 5. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化などがあった場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。(別表6)

1 6. 事故の予防と発生時の対応

- (1) 事業者は従業者に安全対策担当者を選任し、介護の事故防止活動に取り組みます。また、サービス提供をする上で事故が発生した場合に、事故前の状況および事故分析などを行い、事業者が一体となって再発防止に努めます。
- (2) 事故が発生した場合には、応急処置および緊急受診などの必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。また、状況に応じて保険者及び富山県厚生部へ速やかに報告いたします。

1 7. 虐待の防止

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選任します。
- (5) 事業者は、サービス提供中に当該事業所職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

1 8. 身体拘束等の適正化

指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

身体拘束等の行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施します。

1 9. 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 消防計画書
- (2) 防災設備 火災報知器、スプリンクラー、消火栓等の消防設備を備えています。
- (3) 防災訓練 年2回の防災訓練を実施します。

2 0. サービス内容に関する相談・苦情

利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応いたします。

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

(担当者) 生活相談員・施設介護支援専門員

水口 智子 田中 雪子

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:00

また、ご意見箱を特別養護老人ホーム福寿園 施設内に設置しています。

苦情については、問題点を把握し、対策案を検討して必要な改善を行います。寄せられたご意見や苦情に対して関係機関と相談しながら、申し出人と誠意をもって話し合い、合意が得られるように努めます。なお、法人として、第三者委員会を設置しています。

委員： 水口 幹夫 長谷川 光徳 大村 元

(2) 当施設以外に、行政機関その他の機関でも苦情を受け付けています。

南砺市役所 地域包括ケア課 地域包括支援センター	所在地 (〒932-0293) 南砺市北川 166-1 電話番号 23-2034・FAX 82-4657 受付時間 平日 8:30～17:15
砺波地方介護保険組合	所在地 (〒939-1392) 砺波市栄町 7 番 3 号 電話番号 34-8333・FAX 34-8334 受付時間 平日 8:30～17:00
富山県国民健康保険団体連合会	所在地 (〒930-8538) 富山市下野字豆田 995 番地の 3 電話番号 076-431-9833・FAX 076-431-9834 受付時間 平日 9:00～17:00
富山県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 (〒930-0094) 富山市安住町 5 番 21 号 電話番号 076-432-3280 受付時間 平日 9:00～16:00

2.1. 介護サービス情報の公表について

当事業所では第三者による調査を受けていません。介護情報サービスは「介護サービス情報の公表制度」による公表を行っています。これらの情報は、指定情報公表センターなどのホームページでご覧いただくことができます。

2.2. 施設の併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設] (従来型) 平成 11 年 12 月 1 日指定 富山県指令高第 731 号-28 定員 39 名
(ユニット型) 平成 26 年 4 月 1 日指定 富山県指令高第 731 号-29 定員 88 名

指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

法人所在地 富山県南砺市松原678番地1
事業者名称 社会福祉法人福寿会
施設所在地 富山県南砺市松原678番地1
施設名称 特別養護老人ホーム福寿園
代表者名 理事長 田中 幹夫

説明者 職種 生活相談員

氏名 _____

私は、契約書および本書面により、事業者から指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）利用について重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

〈利用者〉
住所 _____

氏名 _____

〈代理人（連帯保証人）〉
私は本人に代わり、署名を行いました。
私は、本人の意思を確認しました。

住所 _____

氏名 _____

続柄 _____

(別表 1) 介護保険対象サービス料金(食費、居住費を含む基本部分) (1割負担分:日額)

		介護予防短期入所		短 期 入 所				
	算定項目	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本介護費用	従来型個室	451 円	561 円	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
	多床室	451 円	561 円	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22 円						
夜勤職員配置加算(Ⅲ)		—	—	15 円				
看護体制加算(Ⅰ)		—	—	4 円				
看護体制加算(Ⅱ)		—	—	8 円				
機能訓練体制加算		12 円						
※送迎加算		184 円						
※緊急短期入所受入加算		—	—	90 円				
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)		上記合計金額の 14.0%						
(a) サービス費に係る自己負担額		上記合計金額×介護保険負担割合証に準ずる割合						
(b) 食費に係る 自己負担額 (介護保険外) 負担段階別	第 1 段階	300 円						
	第 2 段階	600 円						
	第 3 段階(1)	1,000 円						
	第 3 段階(2)	1,300 円						
	上記以外の方	朝食 450 円・昼食 750 円・夕食 600 円						
(c) 滞在費に係 る自己負担額 (介護保険外) 負担段階別	第 1 段階	従来型個室	380 円	多床室	0 円			
	第 2 段階	従来型個室	480 円	多床室	430 円			
	第 3 段階	従来型個室	880 円	多床室	430 円			
	上記以外の方	従来型個室	1,231 円	多床室	915 円			

※一日の利用料金は(a)+(b)+(c)となります。ただし、第1段階～第3段階(1)(2)に該当する方の食事の基準費用額は、1日あたり1,445円(朝食360円、昼食580円、夕食505円)となります。

※ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費・居住費に係る自己負担額の合計金額をお支払いいただきます。

※事業所の体制変更、利用者の身体状況の変化等により加算内容が変更される場合があります。

※第1～3(1)(2)段階に該当する方が介護保険外サービスを利用された場合、負担段階別に関係なく、当事業所が定める食費及び滞在費を全額お支払いいただきます。

※介護保険給付の支給限度を超えてサービスを利用する場合は全額自己負担となります。また、事情により、30日を超えて利用となる場合、31日目を介護保険の給付対象外の全額自己負担となります。

※連続61日以上利用となった場合減算は行われません。(介護予防短期入所を除く)

※介護予防短期入所の方は連続して30日を超えて利用の場合、要支援1の方は要介護1の単位数の75%に相当する単位数となり、要支援2の方は要介護1の単位数の93%の単位数となります。

【負担割合】

一定以上の所得のある65歳以上の方は介護保険利用者負担が2割または3割になります。

(64歳以下の方の利用者負担割合は1割)

負担割合は介護保険負担割合証をご確認ください。

(別表 2) 加算となる介護保険対象サービス (1割負担分)

加算略称	円	備 考
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22 円	介護職員のうち介護福祉士の資格保有者が一定割合 (80%) 以上勤務している。または、勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上である場合。
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18 円	介護職員のうち介護福祉士の資格保有者が一定割合 (60%) 以上勤務している。
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6 円	介護職員のうち介護福祉士の資格保有者が全体の 50%以上配置又は、常勤職員の割合が (75%) 以上配置又は、勤続 7 年以上の介護福祉士が 30%以上である場合。 (但し、日常生活継続支援加算を算定する場合は算定できない)
夜勤職員配置加算 (Ⅰ)	13 円	夜勤時間帯に勤務する職員の数が基準数以上を配置している場合。 (要介護の方のみ加算)
夜勤職員配置加算 (Ⅲ)	15 円	(Ⅰ) の要件を満たし、夜勤時間帯を通じて看護職員または喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合。 (ただし夜勤職員配置加算 (Ⅰ) を算定する場合には算定できない) (要介護の方のみ加算)
看護体制加算 (Ⅰ)	4 円	短期入所生活介護事業所に常勤看護師 1 名の配置を行なう。 (要介護の方のみ加算)
看護体制加算 (Ⅱ)	8 円	看護職員を基準数以上配置しており、夜間における連絡 (オンコール) 体制を確保している場合。 (要介護の方のみ加算)
機能訓練体制加算	12 円	常勤専従の機能訓練指導員を所定の数配置している場合。 (要支援の方を含む)
送迎加算	184 円	施設により送迎を行なった場合に片道毎に算定する。(※)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 14.0%	介護職員の処遇改善、人材確保の措置を推進するため介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が 1 本化されもの
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数 の 13.6%	介護職員等処遇改善加算に加え職場環境の更なる改善などの要件を満たした場合。
緊急短期入所受入加算	90 円	居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。 (要介護の方のみ加算) (加算対象者限定)

※通常の送迎の実施区域は、南砺市の福野地域とします。実施区域外への送迎は片道 5 k m 以上の場合は距離に応じて実費負担があります。

(別紙 3)

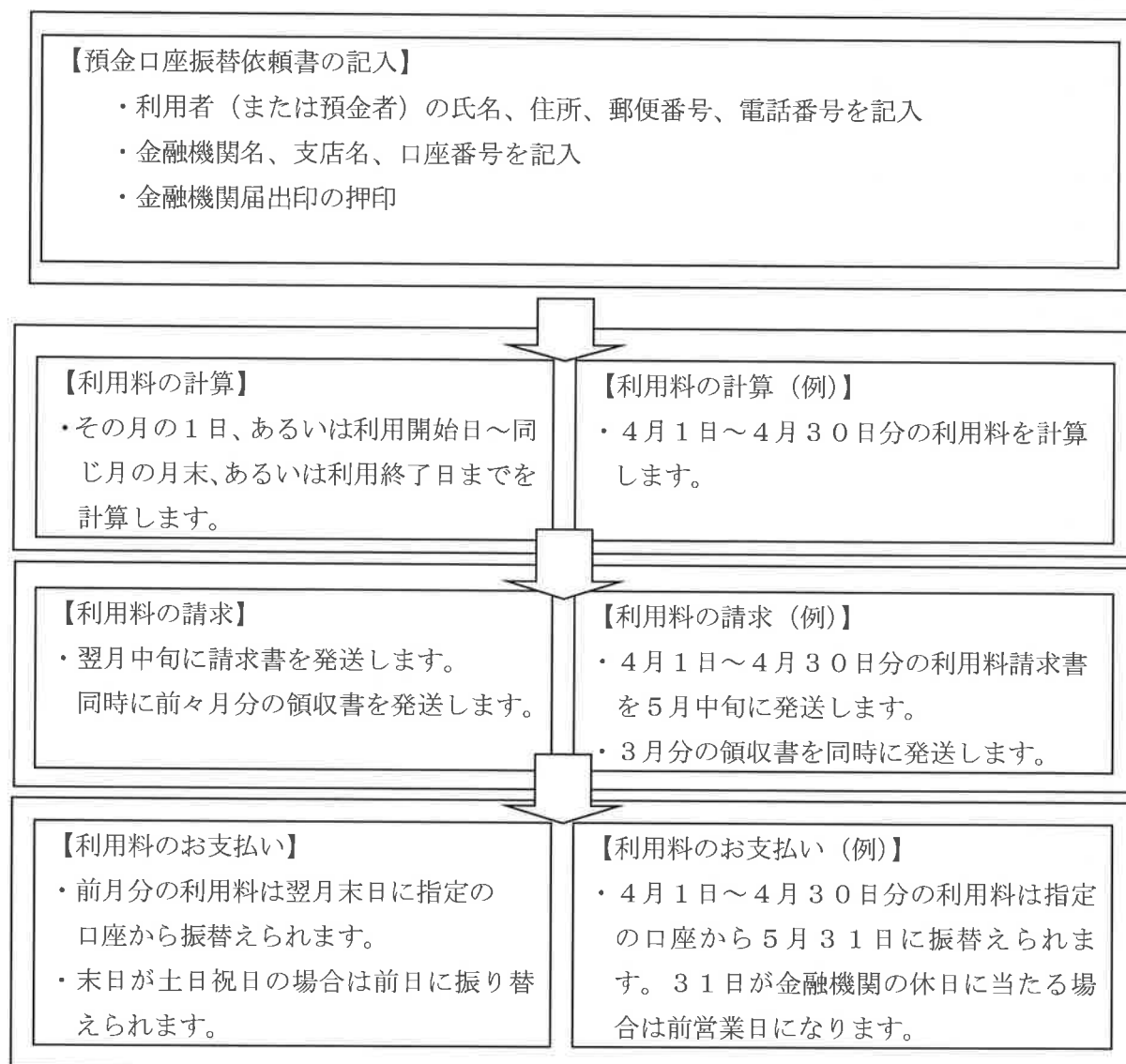
5 km 以上～ 7 km 未満	1 0 0 円
7 km 以上～ 9 km 未満	2 0 0 円
9 km 以上～ 1 2 km 未満	3 0 0 円
1 2 km 以上～ 1 5 km 未満	4 0 0 円
1 5 km 以上～ 1 9 km 未満	5 0 0 円
1 9 km 以上～ 2 3 km 未満	6 0 0 円
2 3 km 以上～ 2 8 km 未満	7 0 0 円
2 8 km 以上	8 0 0 円

(別紙 4)

保険対象外 (個人負担)	単位・規格		備考
キャンセル料	1 回	7 5 0 円	利用日前日午後 5 時までキャンセルの連絡がない場合
理美容代 (個人希望) 顔そり込み	1 回	2 5 0 0 円	・第 1 火曜日に利用された方は、2 8 0 5 円となります。
電気製品 (貸出料・持ち込み料)	1 台	30 円	日額
高速道路使用料金 (必要時)		実費	
サービス利用料金 口座振替手数料	1 か月	実費	

(別表 5) 利用料金のお支払い方法

利用料金は、1 ヶ月ごとに計算し、利用者は翌月の末日までに事業者が指定する方法でお支払いいただきます。



※利用者と預金者が同一の場合、ご利用終了になった場合は、請求書が届いてから現金または振込にてお支払いください。

※要介護度が確定していない場合や振替口座の確認に時間がかかった場合は口座振替が遅れる場合がありますのでご了承ください。

※口座振替手数料は支払者の負担となります。

福寿園利用者緊急対応マニュアル

救急外来受診及び救急車対応

(発生、発生時間の確認、場所及び把握状況)

